

現場説明書

工事名称 国立文楽劇場外回り改修工事

独立行政法人日本芸術文化振興会国立文楽劇場部事業推進課			
課長	課長補佐	係長	担当
			

- 1 工事名称 国立文楽劇場外回り改修工事
- 2 工事場所 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号（国立文楽劇場構内）
- 3 完成期限 令和3年3月19日（金）

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) —印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図、別表及び監督職員の指示により行うこと。

④ 監督職員事務所

- ・ 設ける (号) ○ 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (㎡)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ その他

本工事施工に当たっては、工程、及び安全対策について十分注意の上、災害・事故等の防止に努めること。

また、構内の道路、側溝、地下埋設物、既設建物及び既設建物内の設備等を汚損もしくは、損傷した場合は、速やかに監督職員と協議し、これを現状に復するものとする
工事用地については、施工完了後、現況に復旧すること。

(3) 工事用電力等

- ① ~~工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用は受注者~~

~~の負担とする。(電力、給水、便所については、本劇場から支給する。)~~

- ② 工事用電力
 - ・ 必要により電力会社と協議の上構外より引き込む。 ○ 構内より分岐できる。
- ③ 工事用電話
 - ・ 必要により構外より引き込む。 ○ 携帯電話にて対応する。
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引き込む。 ○ 構内より分岐できる。
 - ・ さく井する。
- ⑤ ~~工事用電話の引き込み位置、~~工事用電力、給水の分岐位置、工事用排水位置は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、構内の上水道、下水道施設及び電力施設を使用するときは「上(下)水道使用願」、「電力使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ ~~その他~~

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
工事写真	サービス判	カ ラ ー	1
完成写真	キャビネ判	カ ラ ー	1

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名称、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

~~② その他 設計図()製本 部、縮小図()製本 部、縮小原図() 部を提出すること。~~

~~(5) その他~~

~~鍵は、各組(一組は同一鍵 3 本)毎に鍵札(アクリル製)を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱(鍵掛け付き)に納めて提出すること。~~

6 契約に関する事項

(1) 工事請負契約基準の運用

① 工事請負契約基準第3の規定による。

工事費内訳明細書 ○ 提出する。 ・ 提出しない。

工 程 表 ○ 提出する。 ・ 提出しない。

② ~~工事請負契約基準第2-5第1項の規定により請負代金額の変更を請求する請求する場合は、発注者又は受注者から請求の日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~

③ ~~工事請負契約基準第2-5第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

④ 工事請負契約基準第3-0第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額(この額が20万円を超えるときは20万円)に満たないものは損害合計額とみな

さないものとする。

~~(2) 入札の保証について~~

~~略~~

(3) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から③のいずれかの書類を提出しなければならない。なお、振込手数料等が必要となる場合は落札者の負担とする。

- ① 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が指定する金融機関への現金の振込を証明する書類及び契約保証金納付書
 - ア 振興会が指定する金融機関に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込むこと。
 - イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、振興会分任契約担当役の指示に従うこと。
 - ウ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、振興会会計規程、振興会会計規程実施細則及び振興会競争入札参加者注意書（以下「振興会会計規程等」という。）の規定により振興会に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - エ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金払渡請求書を提出すること。
- ② 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
 - ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
 - イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ウ 保険証券の宛名の欄には、独立行政法人日本芸術文化振興会 分任出納命令役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆と記載するように申し込むこと。
 - エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - カ 保険期間は、工期を含むものとする。
 - キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、振興会分任契約担当役の指示に従うこと。
 - ク 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、振興会会計規程等の規定により振興会に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ③ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
 - ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、独立行政法人日本芸術文化振興会 分任出納命令役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆と記載するように申し込むこと。
 - ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - オ 保証期間は、工期を含むものとする。
 - カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、振興会分任契約担当役の指示に従うこと。
 - キ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、振興会会計規程等の規定により振興会に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(4) 請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証又は地域建設業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(5) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業

法令遵守ガイドライン（第5版）「元請負人と下請負人の関係に係る留意点」（平成29年3月国土交通省建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(6) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(7) 監督職員の権限

工事請負契約基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(8) 請負代金の支払

請負代金は、独立行政法人日本芸術文化振興会から前払金及び中間前払金を含めて3回以内に支払うものとする。

(9) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することが出来る。

(10) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）を締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

~~ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区請負者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。~~

イ 水災危険担保特約を付帯すること。

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

(ア) 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

(イ) 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

(ウ) 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

~~(エ) 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。~~

⑨ その他

- ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものではない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
- ~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~
- ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。
- エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続きをとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

8 その他

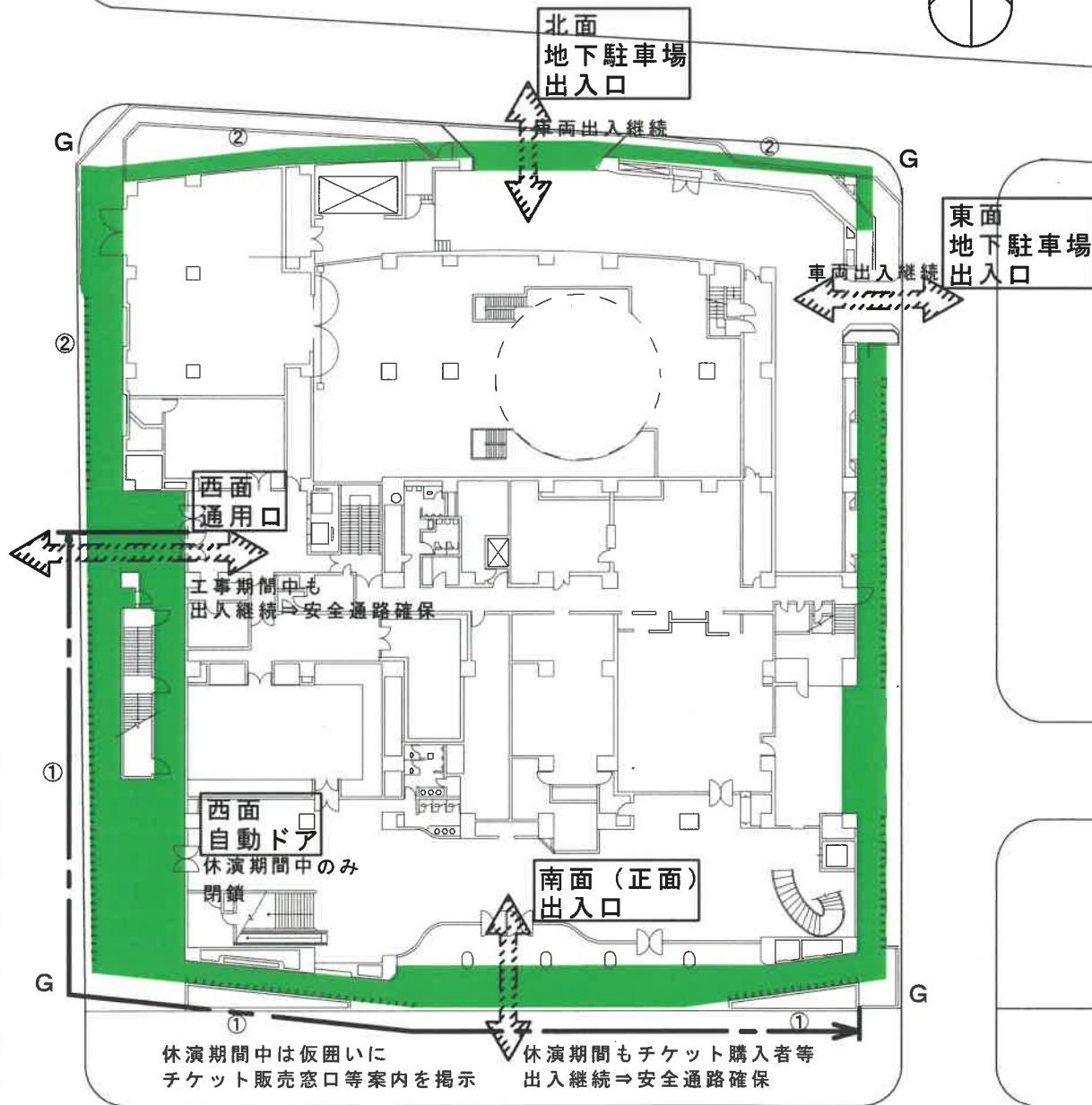
- (1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録
この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建築情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）へ登録すること。
- (2) 公共事業労務費調査への協力
毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。
なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。
- (3) 建設業退職金共済制度について
建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- (4) 工事成績評定について
この工事は、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成31年3月25日付け30施企第47号）による工事成績評定の対象工事である。
- (5) ~~ワンデーレスポンスの実施について~~
~~この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。~~
- ① ~~ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的~~
~~「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。~~
- ② ~~発注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等把握~~
~~できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ③ ~~発注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較~~
~~照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について
- ① 工事請負契約基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取組み及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
 - ② 工事請負契約基準第10条第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
 - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 特別重点調査を受けた者との契約について
- ~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。~~
- (9) 工事施工上の注意事項
- ① 吹き付けアスベスト等について
国立文楽劇場においては平成20年度に吹き付けアスベスト等の分析調査を実施し、その結果、4階研修室6・7天井、屋上ファンルーム天井裏・大屋根裏の吹き付け材に6種類のアスベストは含有していない。
なお、本劇場の廊下・階段の一部に使用されているビニル床タイルには平成24年7月の分析調査でアスベストが含まれていたため、留意しながら施工すること。
 - ② 本劇場敷地の周辺道路は人通りも多いため、工事関係者は歩行者等第三者に対する安全に十分留意すること。
また、工事関係車両は、千日前通から本劇場に進入すること。
 - ③ 本劇場は劇場部門・事務部門ともに稼動中であるため、公演等を考慮して、工事計画及び工事工程等を立案することとし、特に騒音、振動、臭気及び塵埃が発生する作業では監督職員と十分に協議すること。
 - ④ 工事現場での火災予防のため、本劇場の防火管理者に工事現場内の消防計画を提出し、承認を得ること。
 - ⑤ 工事においては、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）」の適合車を使用しなければならない。
 - ⑥ 別途工事の関係業者等との連絡調整等を十分に行い、円滑な現場運営に努めること。
 - ⑦ 工事建物等を汚損又は損傷した場合は速やかに監督職員と協議し、これを現状に復すること。
- (10) 工事内容に関わる質疑回答
- 本工事に係る入札公告及び入札説明書による。

現場説明書 別表

工事仮設物等	設置等場所	設置等（可能）期間	備 考
工事前仮囲	①南面（正面）～西面通用口間の回廊部	R2.12.1～R2.12.31 （＝休演期間）	R2.12.3及び26～28は騒音発生作業不可とする。 南面の仮囲いは汚損・破損のないものを使用する。
	②上記以外の部分	特に定めない（仮設計画を策定し、監督職員の上承を得たうえで着手する）	休演期間中以外は騒音発生作業を避ける
防音養生シート	①南面（正面）～西面通用口間の回廊部	R2.12.1～R2.12.31 （＝休演期間）	R2.12.3及び26～28は騒音発生作業不可とする。
	②上記以外の部分	特に定めない（仮設計画を策定し、監督職員の上承を得たうえで着手する）。	休演期間中以外は騒音発生作業を避ける。
荷揚設備	指定しない	工事前仮囲い、防音養生シートに倣う。	
工事作業員等の通路	防水改修工事用の通路は外部より直接出入り可能なものを劇場運営に支障のない箇所に設置する。	工事着手～完了	やむを得ず、劇場施設内のEV等を使用する場合は、利用者の多い時間帯を避け、EV等のほか使用経路の汚損・破損防止、施錠確認を徹底する。
車両等の出入り	北面地下駐車場出入口	工事期間中も継続して使用する（継続して使用することを前提に仮設物を設置する）。	
	東面地下駐車場出入口	工事期間中も継続して使用する。	
観劇客等の出入り	南面エントランス	休演期間中であってもチケット購入者、展示室利用者、図書室利用者の出入りは継続する。	工事前仮囲①にチケット購入者等のために安全な通路を確保する。この通路付近、千日前通に面する工事前仮囲いにチケット購入等の出入り口案内を掲示する（掲示内容については監督職員との協議による）。
	西面自動ドア	休演期間中のみ閉鎖	
演者・職員・来訪者等の出入り	西面通用口	工事期間中も継続して使用する。	工事前仮囲①に演者・職員・来訪者・物品搬出入等のための安全な通路を確保する。
工事に関する警備員・交通整理員	工事場所周辺公道交差点付近	工事期間中の作業実施日（2～4名、作業時間帯のみ）	配置者数は当日の作業によって適宜増減する。

現場説明書別図



凡 例



工事用地

外部足場周囲に防音シート貼り (設置期間等は別表参照)

(公道の占有・使用が必要な場合は施工者が申請する)

工事用地周囲に仮囲い (万能鋼板H=2.0m程度、設置期間等は別表参照)

(公道の占有・使用が必要な場合は施工者が申請する)



人・車両の出入り確保 (工事期間中であっても継続使用)



仮設物の設置並びに工事施工が休演期間中 (別表参照) に限られる範囲

G

警備員配置 (配置期間等は別表参照)

千日前通

阪神高速道路環状線 (高架)